

総務文教常任委員会記録

令和元年 6 月 1 4 日

【開催日】 令和元年6月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時13分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	高松 秀樹	委員	長谷川 知司
委員	宮本 政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	選挙管理委員会事務局長	白石 俊之
選挙管理委員会事務局主査	松本 啓嗣		

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第54号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する
条例の制定について (選挙)
- 2 陳情・要望書について
- 3 緊急を要する嘆願書について
- 4 閉会中の継続調査事項について

午前10時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開
会します。審査内容1番、議案第54号山陽小野田市報酬及び費用弁償

支給条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

白石選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第54号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、説明をします。このたびの条例改正は、本条例の別表第1に定められている選挙執行に係る選挙長等の報酬を改定するもので、改正の理由は、報酬の根拠となっている「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が、最近の物価の変動等を踏まえて投票所経費等の基準額を改定され、今国会で可決されましたので、改正された額に従い同額の改正を行うものです。改正の額は、議案の新旧対照表の1ページのとおり、各100円から200円の増額となっています。この法律の施行日は、公布の日からとなっており、令和元年5月15日に公布されましたので、この夏の第25回参議院議員通常選挙からの適用となりますので、6月議会に上程させていただきました。この条例の改正による予算の影響分は、1万9,000円で、同じく6月議会で補正予算を要求しています。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので。委員からの質疑を受けます。

笹木慶之委員 今回の額の改正の理由について、国がどういう理由でこういった金額、その手続等のことについて分かれば教えてください。

白石選挙管理委員会事務局長 この根拠となります「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」は、参議院議員通常選挙のある年に定例改定をされております。このたびの改定に当たりましては、最近の物価等の変動等を踏まえての改正というふうに聞いています。

笹木慶之委員 本市の費用弁償条例の支払の基本といいますか、1回につきということになっていますが、国においても一緒なんですか。

白石選挙管理委員会事務局長 国においても1回につきというふうになっております。

笹木慶之委員 くどいようですが確認のために聞きますが、例えば深夜を過ぎてというケースがありますよね。例えばいついつという執行部、招集して、来ていただく。ところが、開票関係で日にちをまたぐようなケースが出てきます。その場合は、1回でカウントするんですか、2回にするんですか。

白石選挙管理委員会事務局長 それについても1回でカウントするようになっております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

長谷川知司委員 選挙自体は13時間という長い時間ですが、それに対して選挙立会人とか事務従事者の方は、最低賃金を上回っているという理解でいいですか。

白石選挙管理委員会事務局長 臨時雇いの賃金に関してなんですが、今1時間当たり1,000円でしております。ちなみに、本市の臨時職員の日額が6,400円で、時間当たりでいきますと826円と聞いております。山口県の最低賃金が802円ということになっております。このたび、報酬等の見直しがありましたので臨時賃金についてもちょっとどうかかなと思ったんですが、1,000円という根拠が投票所の投票管理者の報酬、これは前回なんですけど12,600円、これが13時間ということで1時間当たり969円となりまして、端数処理が100円未満50円以上で切上げということで1,000円になっております。このたび、200円上がっておりますが、12,800円を13で割ると985円ということで、四捨五入しても1,000円で同額であったということで、こちらのほうは据置きという形を取らせていただきました。

長谷川知司委員 個別に言えば、選挙立会人は1回につき8,900円とあります。これはどういう考えでされたのか。

白石選挙管理委員会事務局長 国の基準で決まったものをそのまま適用しておりますので、それ以上のことはありません。

長谷川知司委員 となると、これは最低賃金は別に全然関係ないということなんでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長 賃金じゃなくて報酬という捉え方でないかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 選挙長というのはどういう仕事をされる方ですか。

白石選挙管理委員会事務局長 選挙長につきましては、公職選挙法により各選挙では各投票管理者から投票結果の報告を点検して、各候補者、政党等の得票を計算し、当選人を決定する「選挙会」というのが置かれることになっているんですが、その「選挙会」に関する事務を行うのが選挙長ということになっております。その前に立候補の届出の受付なども行いますし、選挙長はその選挙の有権者の中から選挙を管理する選挙管理委員会に選任されるというふうになっております。

高松秀樹委員 選挙長は1回につき10,800円ですが、これ、通常何回あるんですか。

白石選挙管理委員会事務局長 先ほど、立候補の受付とありましたので、県、市で選挙区がこちらでしたら受付もありますので2回、国でしたら選挙のときだけで1回ということに。開票管理者で1回ということになります。

高松秀樹委員 一番下にある選挙立会人というのは、これは開票立会人とは違うから書いてあるんでしょうけれど、どういう人たちなんでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長 同じです。投票区が選挙区と同じ場合、県議会でいきましたら他のところは市と町が一緒に一つの選挙区となっている場合には、選挙会は合同で一つということになりますけれど、本市みたいに選挙区と開票区が同じ場合には、選挙会という形で選挙長という形で任命をしております。

高松秀樹委員 投票所の投票立会人なんですが、投票所によって投票時間が違うんですね。短くても長くてもこの10,900円をお支払するようになるということなんですけれど。

白石選挙管理委員会事務局長 今回の改正しておりませんので載っていないですが、備考のところに時間で割り戻してという規定がありまして、そちらのほうで実際の立会時間を割って、立会時間を掛けて出しておりますので、若干差があります。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切りまして、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。以上で委員会を休憩しまして、5分後に分科会を開催いたします。お疲れ様でした。

午前10時9分 休憩

午後0時10分 再開

河野朋子委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開します。審査内容2番、陳情・要望書についてですが、これは本会議場で本委員会に付託されました陳情・要望5件出ております。辺野古新基地あるいは沖縄県民に係る内容のものが5件出ておりますが、これについて今何かここで是非議論してほしいということがあれば受けますが、どうですか。なければ、それぞれがしっかり読み置くということにしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件についてはそのように取り扱います。3番、緊急を要する嘆願書についてですが、これは先日、連合審査会で取り上げました嘆願書の今後の取扱いですが、その中でも提案しましたようにそれぞれ出た課題について、各委員会で更にそれを掘り下げて調査していくというような取扱いをしたいということを提案させていただきましたが、この件についてはこの委員会でそのようにしてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、今後も引き続きこの緊急を要する嘆願書の中身について、委員会として更に調査していくということで取り扱いたいと思います。次に、4番目の閉会中の継続調査事項についてです。今お手元にあります資料、これに新たに書き加えることや変更などがあれば、ここで協議したいと思いますが。このとおり調査事項、よろしいですか。

長谷川知司委員 先ほどありました商工センターの再整備事業、これについては入っていますか。

河野朋子委員長 どれに当たりますか。（発言する者あり）個別的なことは入っていませんが、この中に含まれるということでは入っていると思

いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その件も今後しっかり調査していくということで。では、閉会中の継続調査事項については、このように決定したいと思います。以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後0時13分 散会

令和元年（2019年）6月14日

総務文教常任委員長 河野 朋子